

「奈良県いじめ防止基本方針」改定の概要について（案）

改定の趣旨

- 「奈良県いじめ防止基本方針（平成28年3月）」策定後4年間のいじめ防止等の県の取組の現状と課題に対応する。
- 国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改定）」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」の内容を参酌する。

改定内容（新たに追加する主なポイント）

1 いじめ対策についての基本的な考え方

- いじめの早期発見・認知について
 - ・ けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要があることを追記。
- いじめの解消について
 - ・ いじめの解消の定義を追記するとともに、いじめが解消したとみられる場合でも、関係機関と連携し、心のケアや支援を行っていくことを追記。

2 県が実施する取組

- 基本方針の周知徹底について
 - ・ 教職員向け研修会や、さまざまな機会を捉えてPTAや関係団体に向けた説明等を実施することを追記。
- いじめの防止等に係る対応について
 - ・ 施策の具体的な取組例を追記。

3 学校が実施する取組

- 学校いじめ防止基本方針について
 - ・ 各学校のホームページへの掲載や、入学時や各年度開始時における児童生徒、保護者への説明など、内容を容易に確認できる措置を講じることを追記。
- 学校いじめ対策組織の機能強化について
 - ・ 学校いじめ対策組織の機能強化のため、具体的な役割を追記。
- 学校における評価について
 - ・ 取組に係る達成目標の設定とその達成状況を評価することを追記。
- 学校における対応について
 - ・ 教職員が備えるべき素養を追記。
 - ・ いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について留意事項を追記。

4 重大事態への対処

- 重大事態の取扱いについて
 - ・ 重大事態が発生した場合、学校又はその学校の設置者が事実関係を明確にするため調査を実施することや、附属機関等に対して積極的に資料提供を行い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むことを追記。
- 調査結果を踏まえた対応について
 - ・ 学校又はその学校の設置者は、加害児童生徒に対する指導内容や教職員に対する聴き取りを行った上で、改めて事実関係を把握し、再発防止に努めることを追記。
- 調査結果の公表について
 - ・ 調査結果を公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して公表の方法及び内容を確認した上で、対応することを追記。